

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項及び第102条第2項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合議会の定例会を次のとおり招集する。

令和8年1月29日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月形祐二

- 1 期 日 令和8年2月12日（木）午後2時
- 2 場 所 福岡県自治会館 2階 大会議室
（福岡市博多区千代4丁目1番27号）